

第1 概況

身柄事件における被疑者取調べの録音・録画の件数

期間	録音・録画の件数	録音・録画の件数の内訳					身柄件数	実施率(%)
		裁判員裁判対象事件	検察官独自捜査事件	知的障害者に係る事件	精神障害者等に係る事件	4類型事件以外の事件		
令和2年度	96,840	2,473	67	293	1,193	92,814	103,383	93.7
令和3年度	91,607	2,194	60	264	1,402	87,687	97,031	94.4
令和4年度	92,379	2,498	97	264	1,472	88,048	98,035	94.2
令和5年度	101,418	3,212	64	269	1,444	96,429	105,158	96.4
令和6年度	106,297	2,846	35	266	1,386	101,764	107,091	99.3
令和7年度(半期分)	52,865	1,212	18	144	614	50,877	53,100	99.6

(注)「身柄件数」は、身柄事件として受理した事件のうち、当該期間に終局処分した件数。

第2 裁判員裁判対象事件

受理件数及び実施件数

実施期間	総数	実施件数 (うち全過程)	不実施件数
令和2年度	2,473	2,473 (2,461)	0
令和3年度	2,194	2,194 (2,182)	0
令和4年度	2,498	2,498 (2,493)	0
令和5年度	3,212	3,212 (3,203)	0
令和6年度	2,848	2,846 (2,839)	2
令和7年度 (半期分)	1,215	1,212 (1,209)	3

(注)「裁判員裁判対象事件」とは、①死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件、②短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件、③弁論の併合により裁判員裁判で審理される見込みのある裁判員裁判非対象事件をいう。「実施件数」は、逮捕・勾留中の被疑者につき、「裁判員裁判対象事件」について被疑者として取調べの録音・録画を行った件数。

第3 検察官独自捜査事件

受理件数及び実施件数

実施期間	総数	実施件数 (うち全過程)	不実施件数
令和2年度	67	67 (63)	0
令和3年度	60	60 (60)	0
令和4年度	97	97 (95)	0
令和5年度	64	64 (64)	0
令和6年度	35	35 (35)	0
令和7年度 (半期分)	18	18 (18)	0

(注)「検察官独自捜査事件」とは、司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件(当該事件と関連する事件が送致され又は送付されている場合であって、司法警察員が当該事件を送致し又は送致することが見込まれている事件を除く)をいう。「実施件数」は、逮捕・勾留中の被疑者につき、「検察官独自捜査事件」について被疑者として取調べの録音・録画を行った件数。

第4 知的障害者に係る事件

受理件数及び実施件数

実施期間	総数	実施の内訳			不実施件数
		全過程	準全過程	一部	
令和2年度	293	289	0	4	0
令和3年度	264	259	3	2	0
令和4年度	264	263	1	0	0
令和5年度	269	265	2	2	0
令和6年度	267	261	2	3	1
令和7年度 (半期分)	144	142	0	2	0

(注1)「知的障害者に係る事件」とは、知的障害を有する被疑者で、言語によるコミュニケーションの能力に問題がある者又は取調べ官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者に係る事件をいう。「実施件数」は、これらの者の中うち逮捕・勾留中の被疑者につき、被疑者として取調べの録音・録画を行った件数。

(注2)「準全過程」とは、事件の送致を受けた段階では、被疑者に知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることを把握できなかったため録音・録画を実施しなかったものの、知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることが判明した後の取調べの全過程について録音・録画を実施した場合をいう。

第5 精神障害者等に係る事件

受理件数及び実施件数

実施期間	総数	実施の内訳			不実施件数
		全過程	準全過程	一部	
令和2年度	1,194	1,153	16	24	1
令和3年度	1,403	1,356	32	14	1
令和4年度	1,475	1,448	17	7	3
令和5年度	1,444	1,431	7	6	0
令和6年度	1,386	1,371	9	6	0
令和7年度 (半期分)	614	611	1	2	0

(注1)「精神障害者等に係る事件」とは、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる者に係る事件をいう。「実施件数」は、これらの者の中うち逮捕・勾留中の被疑者につき、被疑者として取調べの録音・録画を行った件数。

(注2)「準全過程」とは、事件の送致を受けた段階では、被疑者に精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われるなどを把握できなかったため録音・録画を実施しなかったものの、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われることが判明した後の取調べの全過程について録音・録画を実施した場合をいう。

第6 4類型事件以外の事件

実施件数

期間	総数	全過程 件数
令和2年度	92,814	86,150
令和3年度	87,687	83,021
令和4年度	88,048	84,164
令和5年度	96,429	93,462
令和6年度	101,764	99,578
令和7年度 (半期分)	50,877	50,060

(注)逮捕・勾留中の被疑者につき、4類型事件以外の事件について被疑者として取調べの録音・録画を行った件数。

第7 被害者・参考人の取調べについて

実施件数

期間	総数	対象者の内訳	
		被害者	参考人
令和2年度	2,902	1,117	1,785
令和3年度	2,828	1,173	1,655
令和4年度	2,705	1,367	1,338
令和5年度	2,710	1,348	1,362
令和6年度	2,739	1,516	1,223
令和7年度 (半期分)	1,586	788	798

(注)被害者・参考人の取調べの録音・録画を行った件数。